

老人憩の家と 地域集会所の 制度を 整理します！

老人憩の家と地域集会所
使い方は同じなのに…



制度は分かれたまま…



建物も古くなってきた…



そこで…

1. 老人憩の家と地域集会所の
制度を一つにまとめます

さらに…

2. **建替え補助制度**を
新たに創設します



詳しくは裏面に

老人憩の家を含めた地域集会施設への補助制度について

現行

地域集会所	老人憩の家
<ul style="list-style-type: none">□ 地域集会施設改修整備補助金<ul style="list-style-type: none">○ 老朽改修工事（15年に1回）<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2○ 災害による損壊の改修工事<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2○ 耐震診断（旧耐震基準施設に限る）<ul style="list-style-type: none">・上限2,000円/㎡、補助率9/10○ 耐震改修にかかる設計・工事<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2	<ul style="list-style-type: none">□ 老人憩の家改修整備補助金<ul style="list-style-type: none">○ 老朽改修工事（15年に1回）<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2○ 災害による損壊の改修工事<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2○ 耐震診断（旧耐震基準施設に限る）<ul style="list-style-type: none">・上限2,000円/㎡、補助率9/10○ 耐震改修にかかる設計・工事<ul style="list-style-type: none">・上限110万円、補助率1/2 □ 老人憩の家段差等改修補助金（1回）<ul style="list-style-type: none">○ バリアフリーのための改修<ul style="list-style-type: none">・上限32.7万円、補助率1/2

今後

今ある施設すべてを、引き続き長く使っていただくために・・・

今の改修支援制度をより使っていただきやすくなるよう、制度を一つにまとめます

- **（仮称）地域集会施設改修整備補助金（地域集会所と老人憩の家が合築している場合）**
 - 老朽改修（15年に1回）
 - ・上限220万円、補助率1/2
 - 災害による損壊の改修
 - ・上限220万円、補助率1/2
 - 耐震診断（旧耐震基準施設に限る）
 - ・上限2,000円/㎡、補助率9/10
 - 耐震改修に係る設計・工事
 - ・上限220万円、補助率1/2
 - バリアフリーのための改修工事（地域集会所にも活用可。1回）
 - ・上限32.7万円、補助率1/2

+

さらに・・・

改修への支援に加え、1地域活動協議会エリアあたり1施設について、建替えへの支援も行います。

【新設】

- **（仮称）地域集会施設建替え補助金**
 - 現在の老人憩の家、地域集会所を「地域集会施設（地域運営の拠点）」として建替えるときに、かかる経費を補助
 - ※ 地域運営の拠点となる施設は、遅くとも2024（令和6年度）までには選択してください

* 老朽改修に係る工事への補助を受けた場合は15年間、耐震改修に係る設計・工事への補助を受けた場合は10年間、建替え補助を受けることができませんのでご注意ください。